

盗難通帳・インターネットバンキングによる 預金等の不正な払戻し被害に対する補償について

甲府信用金庫では、万一、個人のお客さまが盗難通帳（証書）またはインターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しの被害に遭われた場合には、次の補償基準に基づき平成20年8月20日から補償を開始いたします。

		盗難通帳（証書）被害	インターネットバンキング被害
補償基準	お客さまに重大な過失または過失がなかった場合	原則として被害額の全額を補償させていただきます。	
	お客さまに過失があった場合	原則として被害額の75%を補償させていただきます。	お客さまの被害に遭われた状況等を踏まえ、当金庫において個別に補償の判断をさせていただきます。
	お客さまに故意または重大な過失があった場合	被害額は補償いたしません。	
補償のためにご協力いただく事項		①当金庫への速やかな通知 ②当金庫への十分な説明 ③警察署への被害届の提出やその他盗難に遭われたことを推測するに足る事実の確認ができるものの提出	①当金庫への速やかな通知 ②当金庫への十分な説明 ③お客さまによる警察署への被害事実等の事情説明やその捜査への協力

<お客さまの「重大な過失」または「過失」となりうる場合>

預金等の不正な払戻し被害に遭われた場合に、お客さまに「重大な過失」があるときには補償対象とならない場合や、お客さまに「過失」があるときには補償額が一部減額される場合がありますので十分ご注意ください。

なお、お客さまの「重大な過失」または「過失」となりうる場合は以下のとおりです。

	「重大な過失」となりうる場合	「過失」となりうる場合
盗難通帳（証書）被害	①お客さまが他人に通帳（証書）を渡した場合※ ②お客さまが他人に記入、押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合※ ③その他お客さまに①および②の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合 ※上記①および②については、病気の方が介護ヘルパー等に対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。	①通帳（証書）を第三者の目につきやすい場所に放置するなど、他人に容易に奪われる状態においた場合 ②届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳（証書）とともに保管していた場合 ③印鑑を通帳（証書）とともに保管していた場合 ④その他お客さまに①から③の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合
インターネットバンキング被害	お客さまの被害に遭われた状況等を踏まえ、個別の事案ごとに判断させていただきます。	

<盗難通帳（証書）・インターネットバンキング被害が発生した場合の留意点>

預金等の不正な払戻しが発生した場合に補償を受けるためには、次の点にもご留意ください。

- 盗難通帳（証書）・インターネットバンキング被害に対する補償対象は、原則として当金庫に通知が行われた日の30日前の日以降に遭った被害です。
- お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族等によってご預金等が引き出された場合や被害状況にかかる重要事項についてお客さまからの虚偽の説明があった場合などには、補償ができません。

くわしくは窓口までお問い合わせください。